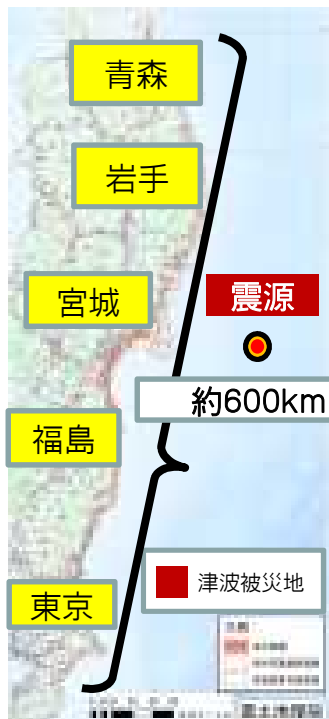


6. 復興事前準備の推進について

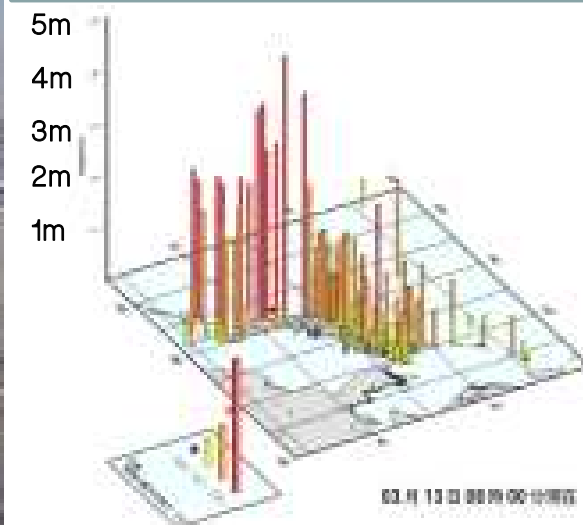
国土交通省 都市局
都市安全課



アジア航測資料より

岩手県陸前高田市

東日本沿岸部で津波高さは8~10m
場所によっては30m超の到達痕跡あり



気象庁検潮所で観測した津波高さ

最大クラスの災害に対し、
完全な防災（被災しないようにすること）は困難
→しかし、**なんとかしても命を守る**という考え

防災から 減災へ

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等



復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、**迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。**

- ・復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・復興における将来目標像を事前に検討・共有 2

過去の災害では・・・

- 公共用地等の測量データが更新されていなかった、地籍調査の未実施など、基礎データの不足により、被災者の生活再建、復興に影響が生じた。
- 事前の復興対策が十分でない中で、発災後に過去の災害からの復興まちづくりの取組内容や手順を学びながら復興まちづくりが進められた。
- 大規模災害からの復興業務に対応できる職員が不足していた。

防災基本計画への位置づけ

防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。平成29年4月11日、防災基本計画が修正された。

防災基本計画の体系

- 防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する**防災分野の最上位計画**として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示している。
- この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。

防災基本計画の記述内容

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 6節 11項 (4) 復興事前準備の実施

国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、**復興事前準備の取組を推進**するものとする。

※各災害編にも、同様の記載がされている。

復興まちづくりイメージトレーニング

○災害復興では、一刻も早く元の生活水準に戻りたいという**個人の「生活再建」の視点**と、脆弱な市街地の再生を防止し、**良好な市街地として復興させるべきとの「市街地復興」の視点**が食い違ふことが懸念される。災害が発生してもこの両者のバランスを取った適切な対応がとれるよう、**復興まちづくりイメージトレーニングの実施が有効**。

【第1部】生活再建シナリオの検討

世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活再建するシナリオを作成

【第2部】市街地復興シナリオの検討

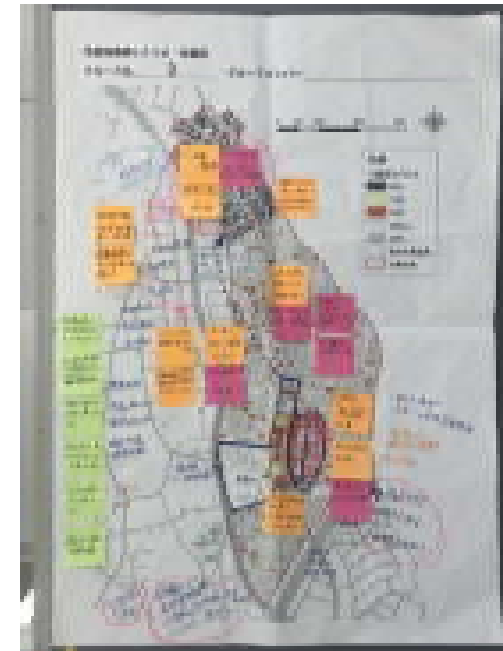
市街地の被災状況を設定し、復興計画プランナーの立場から、市街地を復興するシナリオを作成

【第3部】生活再建シナリオを考慮した市街地復興シナリオ検討

生活再建と市街地復興の2つのシナリオを比較し、実現可能性や問題点を検討

効果

- 現行の体制・制度では対応できない課題を明確化
- 被災以前に来たる復興状況に対応できるような仕組みを準備
- 復興まちづくりに対応可能な人材を育成



復興まちづくりイメージトレーニングの様子(海老名市)

復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて

- 市町村が、早期かつ的確な市街地復興のための事前準備に取り組むための取組内容・留意点をとりまとめたガイドラインを策定

ガイドラインのねらい

- 復興事前準備の必要性と取組内容を明らかにし、市町村の復興事前準備の取組を促すこと
- 復興体制と復興手順を検討してもらい、地域防災計画と市町村マスタープランに復興事前準備を位置づける取組を促すこと

第1回委員会（H29年7月31日）

- 復興事前準備に関する国の取組
- ガイドラインのイメージについて
- 検討の進め方、論点整理

第2回委員会（9月8日）

- 復興事前準備事例のヒアリング
- 復興事前準備に必要な取組事項の整理とガイドラインの構成案

第3回委員会（11月6日）

- ガイドラインの素案について
- 江戸川区でのスタディの実施報告

第4回委員会（12月26日）

- 和歌山県における復興計画事前策定について
- ガイドライン（案）について
 - ・既存計画への位置づけ
 - ・都道府県、コンサルタントに期待する役割等

第5回委員会（H30年2月20日）

- ガイドラインのとりまとめ

【委員】

（学識）

中林 一樹	明治大学 政治経済学研究科 危機管理研究センター特任教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター准教授
中村 英夫	日本大学 理工学部土木工学科 教授
竹谷 修一	国土技術政策総合研究所 都市研究部 都市防災研究室長
渡会 清治	認定特定非営利活動法人 日本都市計画家協会 副会長
松原 悟朗	都市計画コンサルタント協会 会長

（地方公共団体委員）

長尾 肇太	東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課長
伊藤 敏起	和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課長

【オブザーバー】

池田 泰雄	内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官
後藤 史一	国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 国土調査企画官
東野 文人	国土交通省 都市局 都市計画課 企画専門官

【事務局】

国土交通省 都市局 都市安全課

ガイドラインの利用対象者

- ・ 復興まちづくりの主体となる市町村
- ・ 特に、復興事前準備の取組が進んでいない市町村の利用を想定

ガイドラインで想定する災害

- ・ 本ガイドラインで想定する災害の種類は、「地震」と「津波」

	概要
第1章 復興事前準備について	<ul style="list-style-type: none">・ “復興事前準備とは”と“復興事前準備の必要性”を整理する。
第2章 過去の大規模災害からの復興まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none">・ 実際に災害が生じた場合、復興まちづくりとそれに携わる職員がどのような取組を行うのかを理解できるよう、過去の大規模災害からの復興まちづくりの課題・教訓を整理する。
第3章 復興事前準備の取組内容について	<ul style="list-style-type: none">・ 第2章で整理した過去の大規模災害からの復興まちづくりの課題・教訓と、復興まちづくりのための事前準備の取組事例をもとに、復興事前準備の具体的な取組内容を整理する。
第4章 市町村における復興事前準備の進め方	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村の復興事前準備に向けた取組を行いやすくするためのツールを提示する。復興事前準備の取組が進んでいない市町村が活用しやすいように、ステージ・Step方式で進め方を示す。

復興事前準備の取組の内容について

体制

復興体制の事前検討

復興を進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

復興事前準備の取組の流れについて

ステージ	復興事前準備の取組
ステージ1: 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取り組み状況を確認する	Step1: 復興事前準備の取組内容を学びその必要性に気づく
	Step2: 自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する 基
ステージ2: 復興事前準備に取り組む	Step3: 基礎データと被害想定を重ね、まちの課題を集約し共有する 基
	Step4: 復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する 基 訓
	Step5: 復興体制と復興手順を検討する 体 手
	Step6: 計画に復興事前準備の取組を位置づける 体 手 訓 目
ステージ3: 事前復興計画づくりに取り組む	Step7: 事前復興計画を策定する 体 手 訓 基 目
	Step8: 基礎データを整理する 基
フォローアップ: 復興事前準備をフォローアップする	Step1: 復興まちづくりに関する実務能力の習熟に向けた訓練を実施する 訓
	Step2: 住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む 訓
	Step3: 復興事前準備の取組や進捗状況を検証する

復興事前準備の取組の計画への位置づけについて

復興事前準備を継続的な取組とするため、市町村における計画に位置づけを行う

1. 地域防災計画に、復興事前準備の取組を位置づける

地域防災計画に、復興体制、復興手順、復興訓練を位置づける

復興体制

- 災害復興本部の設置
- 復興計画・市街地復興計画の策定体制

復興手順

- 復興基本方針の策定
- 復興計画・市街地復興計画の策定
- 復興事業の計画の策定
- 建築制限

復興訓練

- 訓練の取組方針
- 復興訓練の対象者、実施時期、回数

2. 市町村マスタープランに、復興事前準備の取組を位置づける

- ・市町村マスタープランの改訂時に、市町村の復興事前準備の取組の熟度に応じて記述することが望ましい
- ・復興まちづくりの基本的な考え方は、都市計画マスタープランの目標をもとにしつつ、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭におく

復興まちづくりの目標

- 復興で目指す都市構造の考え方
- 復興時の目標設定の考え方

復興まちづくりの実施手法

- 復興まちづくりの実施手法のイメージ

復興まちづくりの進め方

- 復興まちづくりの進め方や、住民との関わり方

3. 事前復興計画を策定する

事前復興計画に、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画を作成する

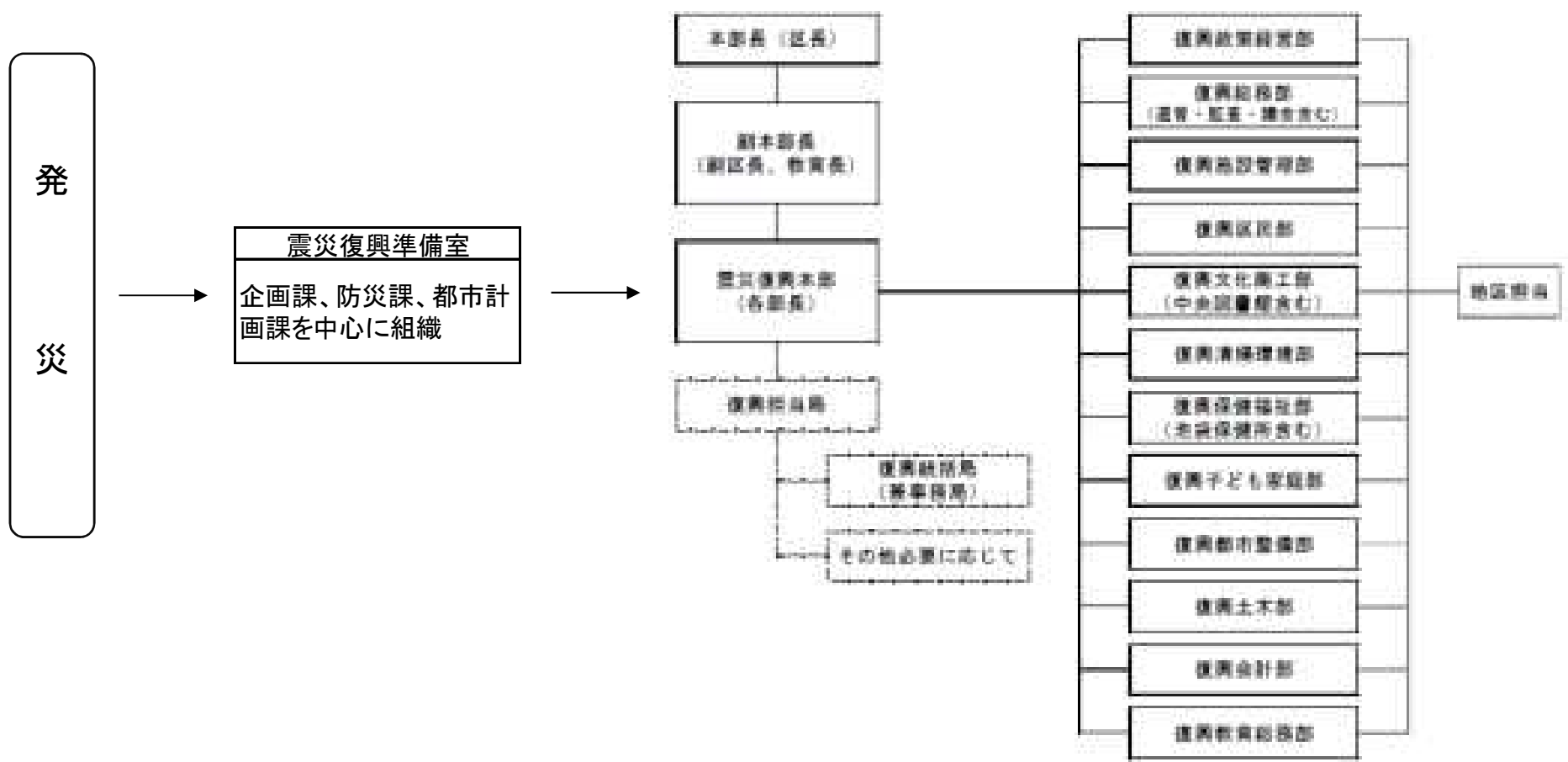
○ 豊島区では、「豊島区地域防災計画(平成29年修正)」の震災対策編において、「復興体制」、「復興手順」、「復興訓練」を位置づけている。

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後、災害対策本部の中に「震災復興準備室」を設置する。 ・ 震災復興準備室は、被災の状況から総合的な震災復興の必要性を検討し、「震災復興本部」の立ち上げ準備を行う。 ・ 発災後1週間以内に、震災復興を統括する組織として「震災復興本部」を設置する。 ・ 災害対策本部及び震災復興本部は、震災復興に関連した業務において、緊密に連携する。 <p>※都市復興基本計画の策定体制は震災復興マニュアルに位置づけている。</p>
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「豊島区震災復興マニュアル」に都市復興のプロセスを示している。
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、地域協働と事前復興の考え方をもとに、復興対策として「復興訓練の実施・充実」を推進する。 <p><復興訓練の実施・充実> 区民、専門家、区職員などで訓練を行い、震災復興マニュアルや事前復興ビジョンを充実させる。</p>

復興体制の事前検討の取組の事例(東京都豊島区:Step5)

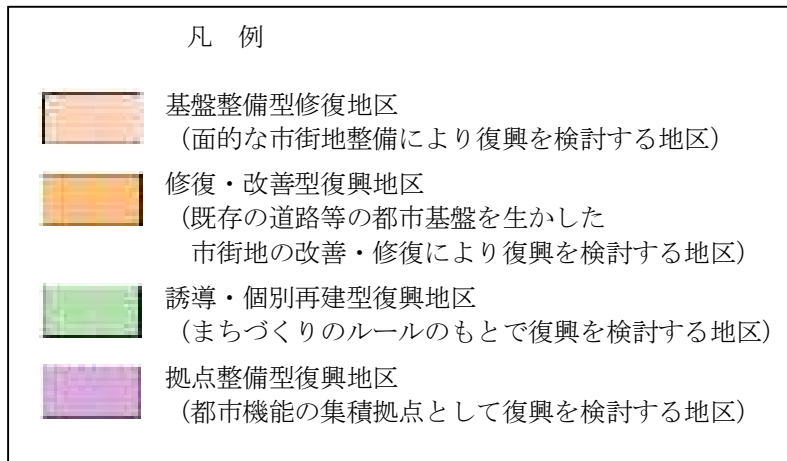
- 豊島区では、「豊島区震災復興マニュアル」において復興体制を位置付け。
- 発災から3日以内に「震災復興準備室」を設置し、総合的な震災復興の必要性を検討し、1週間以内に「震災復興本部」を設置することとしている。

□ 震災復興本部の体制



- 葛飾区では、「葛飾区都市計画マスタープラン」において「震災復興まちづくりの方針」を位置付け。
- 想定される被災状況及び道路等の都市基盤の整備状況を踏まえ、復興まちづくりの実施手法について事前の検討を行っている。

□ 震災復興まちづくりの方針図



□ 復興まちづくりの手法 整備イメージ



事前復興計画の策定の事例(静岡県富士市:Step7)

- 富士市では、「富士市事前都市復興計画」策定し、「復興ビジョン編」、「復興プロセス編」、「復興マニュアル編」で構成している。
- 「復興ビジョン編」では、基礎データと被害想定から復興まちづくりの課題を整理している。
また、復興まちづくりの目標及び基本方針を定めている。
- 「復興プロセス編」では、復興体制、復興手順を示している。
また、平時より復興まちづくり訓練等を実施することを位置づけている。
- 「復興マニュアル編」では、市職員がとるべき行動を整理している。

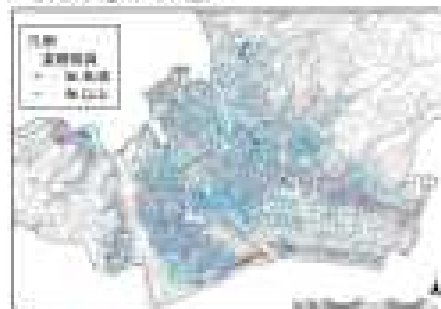


○「富士市事前都市復興計画」の「復興ビジョン編」において、都市構造の基礎データと被害想定を重ね合わせることで、復興まちづくりにおける問題点を抽出している。

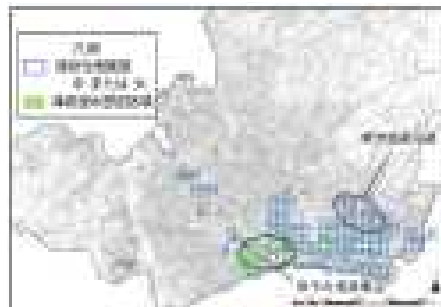
A 被災時に想定される現況、課題の整理



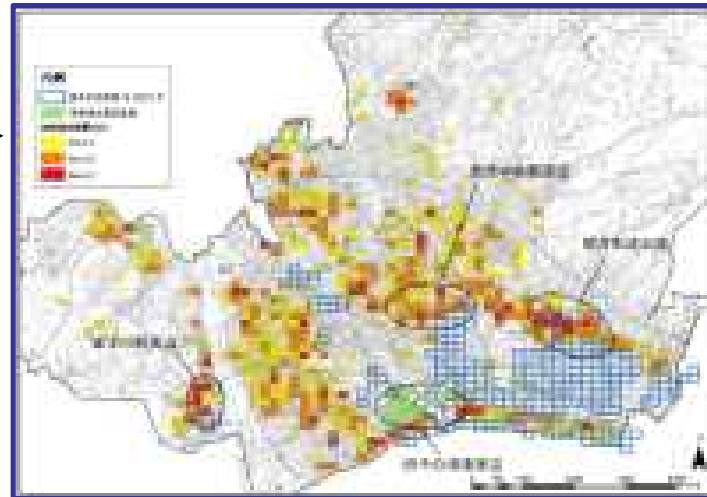
「旧耐震基準建築物の立地状況」



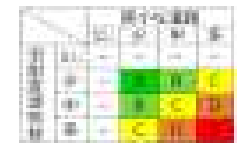
「都市の基盤の整備状況(狭小な道路)」



「地震想定による液状化及び津波浸水想定」

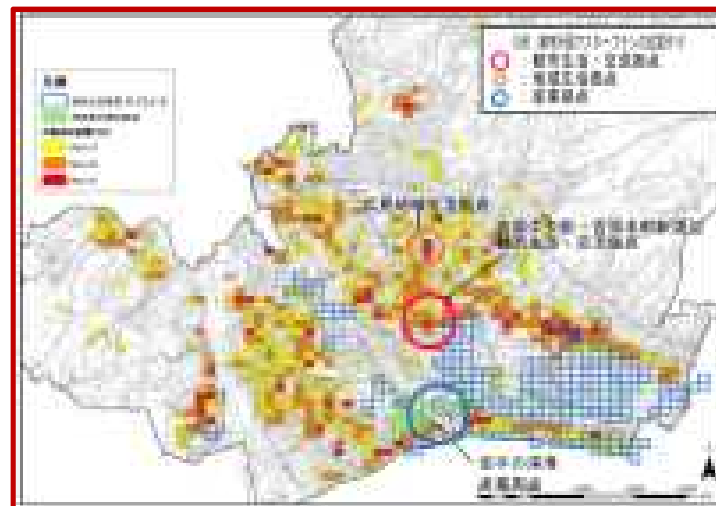


「旧耐震基準建築物」と「狭小な道路」の状況を重ね合わせることにより、面的被害が発生する可能性のランク付け。
地震被害想定による液状化及び津波浸水想定を重ね合わせ、被災時に想定される現況、課題を整理。



都市計画マスタープラン

B 復興まちづくりに関する問題点の抽出



都市計画マスタープランにおける将来都市構造の拠点を重ね合わせることで、復興まちづくりに関する問題点を抽出。

- ・「吉原中央駅・吉原本町駅周辺都市生活・交流拠点」で、建物倒壊による面的な被害が予想される。
- ・「広見地域生活拠点」で、建物倒壊による面的な被害が予想される。
- ・「田子の浦港産業拠点」で、津波による面的な被害が予想される。

かま いし し
岩手県釜石市
 市街地開発・施設整備事業
 かま いし とう ぶ しん はま ちやう
釜石東部・新浜町地区
 【開発・施設整備面積】 35.1ha
 【 用地調査面積 】 35.1ha



【釜石市】 地籍調査進捗率: 59% (岩手県全体85%)、人口: 3.6万人 H28.4現在

地籍調査実施済



開発・施設整備区域



被災直後

仮に未実施だった場合



地籍調査成果の活用により、12ヶ月以上の日数短縮効果！
 大規模災害が発生した場合に、早期復旧・復興が可能！

※岩手県農林水産部農村計画課HPより作成

都市防災総合推進事業の活用

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設(道路、公園等(防災ベンチ等を含む)) ・防災まちづくり拠点施設(津波避難タワー、防災備蓄倉庫等) [用地費除く]	1/2※1※2
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設	1/2
※激甚災害による被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3

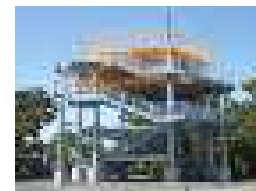
※1：地区公共施設に関する用地費については国費率1/3

※2：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

○ 地区要件等

施行地区	<p><事業メニュー①~④> 以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画(地域防災計画など)を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏の既成市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3 ・指定市 ・道府県庁所在の市 ・DID地区 <p><事業メニュー⑤> ・重点密集市街地</p> <p><事業メニュー⑥> ・激甚災害による被災地</p>
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費 等

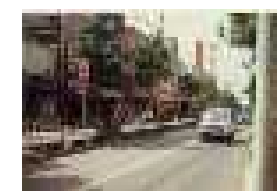
※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



津波避難タワー



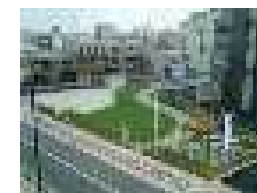
備蓄倉庫



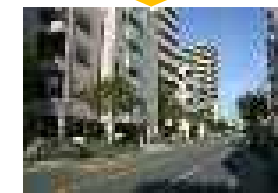
整備前



避難場所に向かう避難通路(階段)



避難場所となる公園



沿道建築物の不燃化 整備後

アンケートについて(口頭説明事項)

※ メモ

- ・ H29年度に「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」、H30年度に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を作成したことを踏まえ、市町村における復興事前準備の取組の実施状況について、市町村向けのアンケートを実施する予定。
(4月下旬～5月上旬頃に依頼予定)
- ・ なお、アンケート結果は、とりまとめ、公表を行う予定(表現方法は要検討)